明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五九）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（同一六〇）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三四五）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一四九～一一六六）　一〇
○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨（経済産業一〇八）　一四
○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川を変更する件（国土交通五〇二）　一六
○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件（同五〇三）　一九
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式住宅部分等製造者の認証関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

告示

○外務省告示第百五十九号

平成二十四年三月二十九日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十四年四月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十一億六千百万円（七、一六一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、シェムリアップ上水道拡張計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税